

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月30日

【会社名】 株式会社福島銀行

【英訳名】 THE FUKUSHIMA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 岳 伯

【本店の所在の場所】 福島県福島市万世町 2 番 5 号

【電話番号】 024(525)2525(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部人材開発部担当 猪 股 徹 也

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
いちご大宮ビル 4 階
株式会社福島銀行 大宮支店

【電話番号】 048(643)2830(代表)

【事務連絡者氏名】 支店長 伊 藤 雅 憲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社福島銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目81番地
いちご大宮ビル 4 階)

1【提出理由】

当行の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であるSBI地銀ホールディングス株式会社より、2026年6月30日付で同社が保有する当行株式の全てを株式会社SBI新生銀行に譲渡した旨の報告を受けました。これにより、主要株主の異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 株式会社SBI新生銀行
主要株主でなくなるもの SBI地銀ホールディングス株式会社

(2)当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主となるもの
株式会社SBI新生銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	119,000個	34.19%

主要株主でなくなるもの

SBI地銀ホールディングス株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	119,000個	34.19%
異動後	- 個	- %

(注)1. 当該異動の前後における「総株主等の議決権に対する割合」は、2026年3月31日現在の発行済株式総数(普通株式34,900,000株)から、単元未満株式数(66,894株)及び当行が所有する自己株式数(27,906株)を控除した34,805,200株に係る議決権数(348,052個)を分母として計算しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てております。

3. 上記については、当該株主からの報告に基づいて記載しており、当行として当該株主名簿の実質所有株式数の確認ができたものではありません。

(3)当該異動の年月日

2026年6月30日

(4)本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 19,638,389,129円
発行済株式総数 普通株式 34,900,000株